

4 開園日・開園時間及び休園日

| | | |
|--------------|--|-----------------|
| 教育・保育を提供する日 | 月曜日から土曜日まで ただし、日曜日、国民の祝日、第2・第4・第5土曜日、下記休業日及びその他園長が定める日は休園とする。 ・学年始休業 4月1日から4月6日まで ・夏季休業 7月21日から8月31日まで ・冬季休業 12月21日から1月6日まで ・学年末休業 3月21日から3月31日まで | |
| 教育・保育を提供する時間 | 教育標準時間認定 | 午前9時から午後2時15分まで |

5 施設・設備等の概要

| | | | |
|-------|--------------|-------------------------|--------------------|
| 敷地 | 面積 | 2,617.24 m ² | |
| 建物 | 構造 | RC 及び S2 階建、地下 1 階建 | |
| | 延床面積 | 1,782.48 m ² | |
| 施設の内容 | 設備 | 部屋数 | 面積 |
| | 3 歳児 (満載を含む) | 5 室 | 190 m ² |
| | 4 歳児 | 3 室 | 160 m ² |
| | 5 歳児 | 3 室 | 160 m ² |
| | その他 | 4 室 | 191 m ² |
| | 遊戯室 | 1 室 | 220 m ² |
| | 会議室 | 1 室 | 59 m ² |

6 職員の状況 (令和 5 年 4 月 1 日現在)

| 職種 | 常勤 | 常勤者の資格 | 非常勤 | 非常勤者の資格 |
|------|------|----------|-----|----------|
| 園長 | 1 人 | 教員免許 | 人 | |
| 教頭 | 1 人 | 教員免許、保育士 | 人 | |
| 教員 | 17 人 | 教員免許、保育士 | 2 人 | 教員免許、保育士 |
| 講師 | 人 | | 1 人 | 英語指導者 |
| 事務職員 | 1 人 | | 人 | |
| | 人 | | 人 | |

本園では静岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年7月3日条例第109号）の定める基準を遵守し、上記の職員を配置しています。

7 提供する教育・保育等の内容

本園は、幼稚園教育要領（平成29年文部科学省告示代62号）に基づき、以下の教育・保育等の提供を行います。

(1) 教育・保育計画

歳児毎に年間及び週間計画を作成。

(2) 毎日の教育・保育の流れ

一日の教育・保育スケジュールは、下記のとおり。

| | |
|---------------|----------|
| 7時30分～8時30分 | 朝預かり保育 |
| 9時 | 登園 |
| 10時 | 主活動 |
| 11時30分～12時30分 | 昼食 |
| 13時 | おたのしみタイム |
| 14時15分 | 降園 |
| 14時15分～18時 | 預かり保育 |

(3) 食事の提供

| | |
|------------|--|
| 給食等の方針 | 園での給食は、全ての活動の源となる大切なものと認識し、安全でおいしい給食を目指しています。外部業者に依頼し、月・火・水・金曜日に給食を出します。(3回はごはん給食、1回はパン給食)木曜日は、お弁当持参となります。 |
| 昼食及びおやつ | 保護者の方へ毎月の献立表でお知らせします。 |
| アレルギー等への対応 | 食材の中で、アレルギーなどで食べられないものがありましたら、事前にご相談ください。ご相談の上、除去等の必要な対応を取ります。また、搬入業者とご家庭の間で、詳細な食材に関する調整を行ってまいります。 |

(4) 健康診断

① 健康診断

年1回、嘱託医が検診します。結果については、連絡帳に記載します。

② 身体測定

各学期1回、身長・体重の測定を行います。結果については、連絡帳に記載します。

(5) その他

子育て支援事業の実施。

園庭開放や未就園児を対象とした子育て支援事業を行います。

8 利用料金

(1) 教育・保育に係る利用者負担（保育料）

特定教育・保育を本園が提供した際は、利用者負担額として、園児が居住する市町が定める額をお支払いいただきます。

(2) 教育・保育に係る上乗せ徴収及び実費徴収

(1) に掲げる保育料のほか、上乘せ徴収及び実費徴収として、下記の費用を負担していただきます。

① 上乘せ徴収

| 費用の種類 | 納付額 | 徴収の理由 |
|------------|------------|---|
| 入園に伴う事務手数料 | 入園時36,000円 | 入園やその準備、選考などに係る事務手続きに関する費用として徴収します。 ただし、兄・姉がすでに年少・年中・年長に在籍している場合は、入園に伴う事務手数料を無料とする。また、同一学年に双子で入園する場合は、一名のみのとします。 |
| 施設設備費 | 月額 1,500円 | 施設整備のため |

ただし、これらの費用は、令和5年度入園児より適応させ、それ以前の在園児に関しては、入園年度の園則による毎月の納付金を適応させます。

② 実費徴収

| 項目 | 対象年齢 | 金額 | |
|-------|-------|----|--|
| 給食費 | 全園児 | 月額 | 4,300円 |
| バス代 | バス利用児 | 月額 | 3,500円 ただし、兄弟姉妹が既に在籍している場合は、兄・姉のバス代を、1名につき月額1,000円を徴収します。 |
| 教材行事費 | 全園児 | 月額 | 1,300円 |
| 被服費 | 全園児 | 年額 | 一円程度 |

ただし、これらの費用は、令和6年度入園に年少に進級する令和5年度入園の満3歳児及び令和6年度入園児より適応させ、それ以前の在園児に関しては、入園年度の園則による毎月の納付金を適応させます。また、この実費徴収につきましては、社会情勢の変化に伴い変更することがあります。なお、上記のほか、絵本代等、必要な実費は随時お知らせします。

(2) 預かり保育

| 対象 | 時間 | 料金 |
|-------|----------------|---------|
| 預かり保育 | 7時30分から8時30分まで | 日額 400円 |

| | | |
|----------------|---------------|-----------|
| | 11時30分から17時まで | 日額 2,200円 |
| | 11時30分から18時まで | 日額 2,600円 |
| | 13時15分から17時まで | 日額 1,500円 |
| | 13時15分から18時まで | 日額 1,900円 |
| | 14時15分から17時まで | 日額 1,100円 |
| | 14時15分から18時まで | 日額 1,500円 |
| 預かり保育 (休業中) | 7時30分から13時まで | 日額 2,200円 |
| | 9時から13時まで | 日額 1,600円 |
| | 13時から17時まで | 日額 1,600円 |
| | 13時から18時まで | 日額 2,000円 |

ただし、これらの費用は、令和6年度入園に年少に進級する令和5年度入園の満3歳児及び令和6年度入園児より適応させ、それ以前の在園児に関しては、入園年度の園則による預かり保育の納付金を適応させます。また、この預かり保育の料金につきましては、社会情勢の変化に伴い変更することがあります。

また、放園後の「げんきっこ」・「英語教室」が始まるまでの預かり保育の、「きくじゃく」・「英語くじゃく」は、1時間100円とします。

9 支払方法

以下の中から、ご希望の支払い方法を選んでください。

- (1) 口座振替払 (引落日：毎月7日、再振替毎月17日)
- (2) 現金払 (納付期限：毎月末まで、事務室まで持参)

10 利用の終了に関する事項

本園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

- (1) 1号認定子どもが小学校に就学したとき。
- (2) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

11 緊急時の対応

教育・保育中に容体の変化や病状急変等の緊急事態が発生した場合には、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡を行うとともに、本園嘱託医へ連絡を取るなど必要な措置を講じます。

12 賠償責任保険の加入

本園では、以下の保険に加入しています。

| | | |
|--------|----------------|------------|
| 加入保険会社 | 東京海上日動火災保険株式会社 | |
| 保険の種類 | 全日私幼連保険 | |
| 保険の内容 | 対人 | 1事故につき 4億円 |
| | | 1名につき 1億円 |

| | | | |
|--|----|---------|-------|
| | 対物 | 1 事故につき | 1 千万円 |
|--|----|---------|-------|

13 非常災害時の対策

| | |
|---------|--|
| 消防計画の作成 | 提出先：静岡南消防署 届出日：令和5年1月 防火管理者：主任 小澤加奈子 |
| 防災設備 | 自動火災報知機、誘導灯、消火器 |
| 避難訓練 | 火災及び地震を想定し、年3回実施 |

14 虐待の防止のための措置

本園は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るために、責任者を設置するとともに、職員に対する研修を実施します。

| | |
|-------------|---------|
| 虐待防止に関する責任者 | 園長 青島範明 |
|-------------|---------|

15 要望・苦情等に関する相談窓口

本園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

| | | |
|---------|-----------------------|-----|
| 苦情解決責任者 | 園長 青島範明 | |
| 苦情受付担当者 | 主任 小澤加奈子 | |
| 第三者委員 | 望月和義 | 連絡先 |
| | 徳田夏雄 | 連絡先 |
| 受付方法 | 文書、電話及び面談等により受け付けします。 | |

教育・保育の提供を開始するに当たり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

説明者：静岡南幼稚園 園長 青島範明 ⑩

私は、本書面に基づいて重要事項の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

保護者住所：_____

保護者氏名：_____ ⑩

児童との続柄：_____

児童氏名：_____